

地方税に関する事務に係る特定個人情報保護評価について

1 「税務総合オンラインシステム（県税クラウドサービス）」における特定個人情報の取扱いについて

県では、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査含む。）に関する事務において使用している税務総合オンラインシステムで特定個人情報ファイルを取り扱っています。

今般、共同利用型の「税務総合オンラインシステム（県税クラウドサービス）」を導入するに当たって、特定個人情報保護評価規則第 11 条に規定する「重要な変更」に該当するため、特定個人情報保護評価の実施が必要となります。

2 特定個人情報保護評価について

番号利用法の施行により、平成 28 年 1 月から社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）の運用が開始されています。番号制度の導入により効率性・利便性が向上する一方、個人番号で個人を特定できるようになるため、従来よりもさらに厳格な情報管理が求められます。

このため、県では、番号利用法に基づき、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言し、特定個人情報保護評価を実施します。

なお、特定個人情報保護評価指針により事務の対象人数が 30 万人以上の場合は、詳細な分析を行う全項目評価の対象とされています。

3 パブリックコメントの目的

番号利用法第 28 条第 1 項により、特定個人情報ファイルを保有する行政機関が、当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護評価規則で定める重要な変更を加えようとする場合は、評価書を公表し広く国民の意見を求めるものとされています。国民の特定個人情報が適切に取り扱われる安心・信頼できる税務総合オンラインシステム（県税クラウドサービス）の運用のため、個人のプライバシー等に与える影響を予測・評価し、リスクを軽減するための適切な措置等について、特定個人情報保護評価書（案）を作成しましたので、県民の皆様からの御意見を募集します。